

試験，成績評価基準

(学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する規則（平成30年度以降の入学生用より抜粋）

(授業科目の評価)

第4条 授業科目の学業成績は，授業科目ごとに試験の成績，レポートの内容及び平素の学習における達成度を総合して評価する。

- 2 授業科目の学業成績の評価は，学年末に総合して行う。
- 3 授業科目の学業成績の評価においては，レポートの提出遅れ，欠席回数などについて減点することがある。ただし，病気等特別な事情がある場合は減点を免除する。減点免除については，教務委員会で審査する。

(定期試験及び中間試験)

第10条 定期試験は学期末ごとに実施する。

- 2 必要のある授業科目については，学期の中途に中間試験を実施する。
- 3 授業科目によっては，定期試験を実施しないことがある。

(追試験)

第11条 追試験は，傷病その他やむを得ない理由により定期試験又は中間試験を受けられなかった者について，実施することがある。

- 2 追試験を受けようとする者は，「追試験受験願」（様式2号）を学級担任等の許可を得た上で，校長へ提出しなければならない。この場合，医師の診断書等を添付するものとする。

(再評価試験)

第12条 再評価試験は，定期試験又は中間試験の成績が合格点に達しない者について，必要に応じて実施することがある。

(追認試験)

第18条 追認試験は，原学年の一つ下の学年の不合格科目について，実施することがある。

- 2 追認試験は，原則として前期中に実施する。
- 3 追認試験を受けようとする者は，「追認試験受験願」（様式4号）を当該科目担当教員及び学級担任等の許可を得た上で，校長へ提出しなければならない。
- 4 出席の要件を満たさない科目又は履修状況に問題があった科目については，追認試験は受験できない。

(単位認定の要件)

第5条 第1学年から第3学年においては，次の要件を満たした授業科目を合格と認め，

単位を認定する。

一 履修届が受理されていること。

二 授業科目の欠課時数が、授業時数の3分の1を超えないこと。この場合、遅刻及び早退の扱いについては、3回をもって欠課（授業時間を欠いた場合をいう。以下同じ。）1単位時間に算定する。

三 100点を満点として評価した学業成績が50点以上であること。

2 前項第二号の要件を満たさない科目について、病気療養その他やむを得ない理由がある場合には、教務委員会の議を経て履修を認定することがある。

第6条 第4学年及び第5学年においては、次の要件を満たした授業科目を合格と認め、単位を認定する。

一 履修届が受理されていること。

二 100点満点として評価した学業成績が60点以上であること。